

国土総合開発特別委員会議録第十二号

昭和三十三年四月十日(水曜日)

午後一時四十九分開議

出席委員

委員長 五十嵐吉藏君

理事 川村善八郎君 理事 志賀健次郎君
理事 薄田 美朝君 理事 松田 鐵藏君
理事 竹谷源太郎君

愛知 揆一君 伊藤 郷一君

椎名悦三郎君 田中 正巳君

本名 武君 北山 愛郎君

小平 忠君

出席政府委員

總理府事務官(自治庁 税務部長)

官(自治庁 税務部長)

總理府事務官(経済企画庁 開発部長)

林野庁長官 石谷 巒男君

委員外の出席者

農林事務官(農 興局振興課長)

建設技官(地 理調査所長)

麻原 文二君

武藤 勝彦君

四月八日

東北開発基本法制定に関する陳情書

(山形市旅籠町三七四山形県町村会

長市川清矩(第七八四号)

青函トンネル着工促進に関する陳情

書(北海道議会議長荒哲人(第七八

五号)

を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国土調査法の一部を改正する法律案

(内閣提出第五四号)

○川村(善)委員長代理 これより会議を開きます。

委員長所用のため、私が委員長の職務を行いますので、御了承を願います。国土調査法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。竹谷源太郎君。

○竹谷委員 昭和二十六年に国土調査法という法律が制定せられまして、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的として、逐次その調査が行われてきたことと申すのであります。この調査の基本調査については、まず基準点の測量をするということになっておるようでございますが、この基準点なるものは、三十七万平方キロのわが国土に一体どれほど設置する必要があるかどうか、それをお尋ねしたいのであります。

○植田政府委員 ただいま御質問の点でございますが、現在基準点は、三等三角点までは、五万分の一の地図を作るために必要なものとして、地理調査所の方の予算で設置を願っております。国土調査、特に地籍調査の必要に合わせますために、経済企画庁に予算を計上いたしました。これを地理調査所に委任支出いたしましたものが、現在四等三角点でございますが、これにつきましては、昭和三十三年度までの用途をいたしまして、約四万点の四等三角点をお願いしておるわけでござい

ます。実績をいたしましては三十一年度までに一万五千点、三十二年度で千九百九十点を予定いたしております。この四等三角点は、単に地籍調査のために必要なばかりでなく、その他の各種の開発事業にも必要なわけでござい

ます。現在のところ、そういった国土調査と関係のない分までの予算は経済企画庁に計上しておりますが、ただいまの御質問の要点は、全国の三十七万平方キロについて、こういつた基準点の網を作るためにどれだけの点数が要るかという問題でございまして、その点は地理調査所の方からお答え願うことにいたします。

○武藤説明員 全国の山の地帯を全部ひくくめてやりますと、こまかい計算は今やっておりますので、見当でございまして、十五万点ぐらいになるのじゃないかと思っております。

○竹谷委員 この十五万点は、日本の国土の約七〇%ぐらいがいわゆる山林、林野ということになっておるのであります。その大部分が国有林野でございまして、その国有林野の分まで、経済企画庁としては地理調査所に基準点をやってもよろしいか、それとも、国有林野につきましても、林野庁でやってもよろしいか、こういうことになっておるのか、そういうことをお尋ねしたい。

○植田政府委員 経済企画庁といたしましては、国土調査の、特にその中の地籍調査につきましては、三十七万平方キロ全部をただいまのところ目標にいたしておりまして、国有林野の大団

地になっておりますところにおきましては、これは国有林野の方で調査願います。それと一般の民有地の地籍調査との関連をまずつけて参りたいと考えております。そういう現在の建前から申しまして、経済企画庁に予算を組ましまして、地理調査所に委託して基準点を設定してもらおう計画の中におきましては、国有林野は大体において含まれてないというふうにお考え願うていかと思っております。

○竹谷委員 林野庁に伺いますが、林野庁ではそういう基準点をすでにやっておりますか、現状はどうなっておりますか、お尋ねします。

○石谷政府委員 林野庁所管の国有林野におきましては、大体年間二億ほどの予算をもちまして、境界確定の測定事業をやっております。この事業に關連いたしまして、図根点を必要箇所にて設けて実施しておるという状況でございまして、

○竹谷委員 今の金額、二億円と聞いたのだが、そうであるかどうか。もう一つは、今の境界確定というお話がありましたが、国有林野の国土調査については、企画庁としてもあまり関心を持っておられないような答弁であったけれども、これは企画庁としてはどういう考えであるか、国有林野の国土調査は、どういうふうにする方針であるか、それをまず伺いたい。林野庁の方に、国有林野測量規程という明治三十三年の規程がある。その第一条に「測量ハ森林施業上要急ノ箇所ヨリ之ヲ施

行スヘシ」と書いてある。林野庁としては、国土調査法の調査ということはやらない、国有林野測量規程に基づく森林施業上要急の場所だけをやっておるかどうか、それとも国土調査法に基づく国土調査として、国の機関が行う基本調査、あるいは土地分類調査というようなことでやっておるかどうか。この二点をそれぞれ企画庁並びに林野庁にお尋ねします。

○植田政府委員 国土調査法の建前からいたしまして、これは民有地だけ調査するという趣旨では決まっております。しかしながら、三十七万平方キロのこの広い面積の中におきまして、特に国土開発上必要な地点から調査をしていくということになりますと、もちろん山林も資源でございまして、各種の開発事業が行われておるといふ観点からいたしまして、農耕地帯等が中心に相なっております。そういうわけで、三十七万平方キロのうちで、そういうふうな地籍調査、国土調査を要する地域として約十平方キロを考慮しておるわけでございまして、この十平方キロというものを目標にして、これから国土調査の長期の計画を立てていくわけでございまして、国有林野の分は、経済企画庁で相当予算を計上して実施いたします。計画からは、はずれるということに相なるわけでございまして、そこで、今回の改正案におきましても、林野庁で御調査願ひまして、すなわち、国土調査法以外で調査されます調査との関

連につきまして、二十三条の二におきまして、調査等に対する報告に関する規定を置いた次第でございます。

○石谷政府委員 近年毎年支出しております国有林野事業の測量の経費は、大体二億円でございまして、ただいま経済企画庁の方から御説明のありましたように、私どもは国有林野事業につきましては、管理経営上の必要からいたしまして、明治三十四年来、測量事業を毎年継続実施いたしておるわけでありまして、あくまでも国土調査法に規定しておる調査の趣旨にのっとりまして、これらとの間に相互に成果の交換をし得るという態勢のもとにやっております。

○竹谷委員 林野庁ではそうすると、国土調査法の趣旨、なおこの国有林野測量規程、この二つに基づいて、そして予算は独自の農林省の予算で、二億円をもって施行してきた。この測量は、今国有林野の総面積は何ぼありますか、その何パーセントそれができまして、お尋ねいたします。

○石谷政府委員 大体現在の国有林野の面積はラウンド・ナンバーでございますが、八百万町歩でございます。すでに一通り測量事業というものは終つておるわけでございますが、非常に精度の低いところがあるわけでございまして、実は昭和二十七年、二十八年の両年度にわたりました、北海道地内の三百五十町歩の国有林野の境界測量というものが非常に精度が低いということから、これを再測するということでございますが、二十七、二十八とやりましたのでございますが、その後内地におきましても、東北、関東方面の国有林野の境界

測量は、従来の精度をもってはなかなか満足できないということから、実は二十九年度以降十年計画をもちまして、現在手直しの境界測量をやっております。こういう状況でございます。

○竹谷委員 続いて林野庁にお尋ねしますが、大体八百万町歩について測量を終つておる。その測量は、国土調査法の要求する分類調査とか、あるいは地籍調査とか、これに該当するものまでもやつておるのか、それとも単なる境界なり面積なり、そういう程度のものであるかどうか、その点をお伺いいたします。

○石谷政府委員 林野庁をやっております測量は、いわゆる民有地との間の境界測量、それから経営上必要な森林内部の区画測量、こういうところにご主

○竹谷委員 そうすると、国土調査法の土地分類調査というものの内容は、地形調査、表層地質調査、それから土壌の調査というふうなものがあるものであります。これらは森林経営上必要だと思つておるのですが、これらをなされておるのかどうか、そこまでは届いていないのかどうか。

○石谷政府委員 地形の調査につきましては、経営の集約度の非常に高い部分につきましては、最近ばつばつ始めておるといふ状況でございます。それから土壌の調査につきましては、これはこの測定事業ではございせんが、別の調査項目として取り上げて実施をいたしております。地質につきましては、総合的な、しかも計画的な調査はまだ実施いたしておりません。

まかい分類はないでしようけれども、ある困りか何かで、土地を一個々々に分け得るような状況になっておると思ふのです。いわば地籍調査に該当するようなものができ、それに基づいて地籍図までもできておると思ふのですが、その点お伺いしたい。

○石谷政府委員 いろいろ民有地との境のいわゆる境界線測量とあわせまして、いわゆる国有林内部測量をやつておるわけでありまして、おおむね内地国有林におきましては、六、七十町歩平均の団地を自然境界をもって一応区画する。北海道におきましては、それが現在約三百町歩平均くらいになっておりますが、これをすみやかな機会に三分割程度にいたしまして、林班と称しておられますが、一個林班の平均面積百町歩くらい内部区画を実施いたしたいと考えております。

○竹谷委員 そうしますと、主として境界を測量しておるようですが、どの山はどんな木に適當な地質を持つておるかというふうな、いわゆる土壌、地質、そういうものは森林施業上必要な限度ではなされておるのか、それとも、そういうことは顧みないのか、それをお尋ねいたします。

○石谷政府委員 林野庁におきましては、ただいま申し上げました測定事業の成果といたしまして、いわゆる白図ができておるわけでありまして、それが五千分の一と二分の一の両様の地図に作り上げておられて、そのうちの森林の状態が異なりますことにより、これを小さい小班に全部区画して、ただいま申し上げました白図の上でこれを図示しているというふうなことで、一応森林の現況というものが地

図の上で明らかになりますような整備がしてあるわけでありまして、ただいまお話のありましたように、どういふ地質のところか、一体どういふ木に適しているかというところの判定につきましては、その地図に基きまして、一個小班ごとに森林簿というものがございまして、それにそれらの計画を全部掲げ上げておられますが、この経営案を編成いたしました際に、そういった細部の点に至るまで簿表の上に掲げして計画を実施する、こういうふうなことに相なっております。

○竹谷委員 そこでもう一つ林野庁長官にお尋ねしますが、国有林野にはえている木で、百年以上も斧鉞を加えない森林といふものは、そういう奥地の未利用の森林といふものは、一体八百万町歩のうちどれくらいあるのか、またその材積石数は、国有林の材積石数の何パーセントくらいを占めるのか、そこに材料を持つておいたら、お尋ねしたいと思つておる。今調べておる間に地理調査所長にお尋ねしますが、日本全国の面積は三十六万八千方キロメートルというふうなわけで、お尋ねしますが、これは国土調査をやつていくと、だんだん伸びがあらつてくるのか、あるいはこれより少いんじゃないかというところはございませんか。大体総面積は間違いないものでしょうか、お尋ねいたします。

○武藤説明員 実は全国的な面積調査がやつてございせんので、ほんとうにしっかりと申上げられるか、ここへ出しましたのは、五万分の地図の上ではかつた面積でございます。従つて五万分の一

の精度以上にはちよつと出られないわけでございますけれども、しかし大きな食い違ひはないと考えております。ごく狭いところをとかくいう場合には、いろいろありましようが、全体的なものとしては、この程度でさう大きな間違ひはないと思つておる。

○竹谷委員 五万分の一の地図ではかつたということでございますが、さうしますと、田畑、山林、宅地、原野などの民有の土地は、どうも公簿上の面積と実測とは食い違つておるのが大部分で、合致しているのが少い。国有林野の方の八百万町歩というこの面積は、測量に基くものでありましようか、間違ひはないのでしようか、さうした民有、国有を合算した面積が、今の三十六万八千方キロというものと当然合致しない、非常な食い違ひがある、こゝろ見てもよろしいのでしようか。調査所の方でいろいろ統計が出ておりますが、田は何ぼ、畑は何ぼ、草地は何ぼとか、牧野は何ぼとか、あるいは山林は民有林が何ぼ、国有林が何ぼ、あるいは沼は何ぼとか、そういうものの統計の合算の面積と、この三十六万八千方キロとが、今どれほど食い違つておるかと、もし材料があつたら、お聞かせ願ひたい。

○武藤説明員 今お尋ねになりましたような事項につきましては、林野庁の調査の部分は林野庁の値でもつて、それ以外のところは五万分ではかつたもので、両方を参照し、突き合せるというふうなことは、実は今までやつていないのでございまして、従つて、その点につきましては、今後やつてみないとわかりませんが、さうさう調べてみたいと思つておる。

二

○石谷政府委員 先ほど国有林野の総面積約八百町歩と申し上げたわけですが、この中で、今後永久に林地として利用して参ります面積は、約六百九十五町歩でございます。これは採草地、牧草地その他の利用に供してありますところは全部のけておきましてあります。そこに立ってあります森林の立木蓄積は約三十一億五千万石でございます。その中で、現在までに開発済みの面積は三百六十六町歩、その既開発地域の上に立ってあります森林が約十一億石、従いまして、この差引の三百七十九町歩、その立木蓄積二十億四千万石、これがいわゆる未利用の地域の森林面積であり、立木蓄積である、こういうことに相なるわけでありまして、未利用と申します中に、もうすでに林道の基幹線は開設をされておりました、それからいわゆる枝葉線を出さずれば利用地域になるという状態にまで進んでおりますものが、面積にいたしまして約百八十四万町歩、その上に立ってあります立木蓄積が十億三千万石でございます。従いまして、今から林道を新規に開設して利用を促進しなければならぬという意味の未利用林は、面積にいたしまして約百九十五万町歩、立木蓄積にいたしまして約十億一千万石、こういう状況でございます。

○竹谷委員 今のお話によりますと、材積石数の三分の一だけが開発せられ、三分の二が未利用、その三分の二のうち、半分は林道その他によって開発し得る状態になりつつあり、半分は完全に未利用である、こういうわけであり、現在最後まで残る面積が百九十五万町歩で、その材積石数は十億石を

こえる、こういうのでございます。これらの伐採して植林をして、またたい森林を作るわけにはいかないのか、一ぺん切つたら、そこは風が強い、あるいは土壌の条件が悪い、寒いというようなことで、もう植林してもだめなものであるかどうか、全部をとは言いませんが、大体論をお聞かせ願いたい。

○石谷政府委員 現在国有林におきましては、すでに人間の手で植えられた造林地と申しますものが、昭和三十年末現在で約百三十三万町歩でございます。従いまして、ただいま申し上げました約七百万町歩の国有林の中で、わずかに百三十三万町歩が造林地であつて、残りは全部天然林である、こういう現況でございます。ただいまのお話のように天然生育のものでも、古い過熟なものは切つて、その跡に造林をしたらいいのではないかとということでございますが、われわれは経済的に、可能な範囲のものは、極力造林したいという方針で実はやっているわけでございます。従いまして、それにいたしまして、大体最高の目標は三百三十三万町歩というところに目安を置いてあるわけでございます。昭和三十五年度末までに現在の百三十三万町歩を百三十三万町歩にふやそうということ、実は努力いたしているわけでありまして、

○竹谷委員 まだ未利用の林野の面積が非常に広いのですが、それらの奥地林を伐採しても、植林あるいは植林をしなくても、天然に再生してくる、こういうことで、また森林として回復するという土地が、今、未利用のうち

どのくらいあるか。一ぺん切つたら、当分の間木の再生はむずかしい、こういうのとの割合はどんなものになりましょうか。その正確な資料がなければ、大体の概算だけでもお聞かせ願いたい。

○石谷政府委員 先ほど御説明申し上げましたことにつきまして、にもかくにも未利用という状態のところ、面積で百九十五万町歩、蓄積で約十億一千万石、こう申し上げたのでありますが、この中に、どうしても利用ができませんと申しますか、従いまして、再生も困難だというような条件のところ、現在の調べによりまして、面積で約七十一万町歩、蓄積で約三億石であります。

○竹谷委員 今までお聞きしたところでは、八百萬町歩に及ぶ国有林野のうち、利用ができません、あるいは切つてしまえば再生が困難だというのが、わずかに十分の一以下の七十一万町歩であり、またその材積石数は三億石にすぎない。これは全国国有林野の材積石数のこれまた一割以下であります。こうして見ますと、国有林野八百萬町歩の九〇%以上は利用可能なものであるし、民有林はほとんど全部利用可能なものであろう。そうしますと、九五%かあるいはそれ以上のものが、日本の山林として利用できるということになって、林野行政の立て方によつては、森林資源をもっと有効に使えるのではないかと、このことに関する林野庁長官の御意見、もう一つは、これには非常に金がかかることでありまして、七十一万町歩を除いた利用可能な、また再生も可能なところを、年次計画で

も立てて、五十年なり八十年なりに一ぺんずつ切つていって、毎年輪伐をして、順次植林をしていくということをするれば、国有林野から毎年何億石の森林資源を獲得できるかということをお尋ねしたい。

それからもう一点は、そういう奥地林を伐採して、これは一斉に同じところを全部切らないで、そこを五十年で輪伐するとすれば、五十分の一ずつずつ切っていくというような方式で森林の更新をやつた場合、それは治山治水かえつて有利であるか、有害であるか、その点をお伺いしたい。

○石谷政府委員 第一点の問題でございますが、確かにお話のように、日本の森林においては、国有林におきましても約九割というのが現在並びに将来に向いて再生可能であり、従いまして利用可能な森林地域である。民有林の場合はおそらくこの比率は高くなる、かように考えていただいで差しつかえないものと思つております。が、ただいまも奥地林に例をとつて御説明申し上げましたように、いわゆる未利用林というものがある地域である。この未利用林はおおむね天然成林でございます。非常に低いままに放置されておる、こういう状況にあるわけでありまして、従いまして、これらの森林地域をすみやかに極力全面開発いたしまして、全森林が生産活動の態勢の中に取り入れられることになりますると、相應に生産力を引き上げて参るといふことは可能であらうかと思つております。それが、それにいたしても、やはりこれを生産性の高い人工造林地化することが、生産力を引き上げる上からい

ますと、最も手近な、しかも確実な方法である、かように考えまして、先ほど国有林につきまして、将来の目標を三百萬町歩と申し上げたわけでありますが、民有林を合せまして大体千百万町歩の造林地の確保ということに実は目標を置いておるわけでありまして、先ほど国有林を百三十三万町歩と申し上げましたが、民有造林地は昭和三十年末で四百三十五万町歩、両方を合せて、わずかに五百三十八万町歩ということに相なるわけでございます。けれども、これを約倍化するところまでは技術的にも可能であり、また将来の木の需給事情が非常に窮屈になるといふ前提に立ちます限りにおきましては、その辺の限界までは経済的にも成立する状況ではなからうか、かように私も考えておるのでございますが、実はそこまで生産力を引き上げる努力をいたしまして、なおかつ国内の用材生産の供給力と申しますか、用材生産の力は、素材に換算いたしまして二億一千万石程度にしかならないものはなからうか、かように考えるわけでありまして、それに対して、一応昭和三十年度の用材の消費量は年間一億四千五百万石といわれておるわけでございます。これが現在の経済自立五カ年計画の最終年度になりますと、一億六千八百万石くらいになるのじゃないか、こういわれているわけでありまして、今申し上げましたのは素材の数字でございますが、そのほかに立木の材積として年間約八千万石の薪炭消費があるわけでありまして、現在の森林生産力と現在の消費量との間には、非常に大きな較差があることは事実でございます。ただいま申し上げ

ますと、最も手近な、しかも確実な方法である、かように考えまして、先ほど国有林につきまして、将来の目標を三百萬町歩と申し上げたわけでありますが、民有林を合せまして大体千百万町歩の造林地の確保ということに実は目標を置いておるわけでありまして、先ほど国有林を百三十三万町歩と申し上げましたが、民有造林地は昭和三十年末で四百三十五万町歩、両方を合せて、わずかに五百三十八万町歩ということに相なるわけでございます。けれども、これを約倍化するところまでは技術的にも可能であり、また将来の木の需給事情が非常に窮屈になるといふ前提に立ちます限りにおきましては、その辺の限界までは経済的にも成立する状況ではなからうか、かように私も考えておるのでございますが、実はそこまで生産力を引き上げる努力をいたしまして、なおかつ国内の用材生産の供給力と申しますか、用材生産の力は、素材に換算いたしまして二億一千万石程度にしかならないものはなからうか、かように考えるわけでありまして、それに対して、一応昭和三十年度の用材の消費量は年間一億四千五百万石といわれておるわけでございます。これが現在の経済自立五カ年計画の最終年度になりますと、一億六千八百万石くらいになるのじゃないか、こういわれているわけでありまして、今申し上げましたのは素材の数字でございますが、そのほかに立木の材積として年間約八千万石の薪炭消費があるわけでありまして、現在の森林生産力と現在の消費量との間には、非常に大きな較差があることは事実でございます。ただいま申し上げ

ますと、最も手近な、しかも確実な方法である、かように考えまして、先ほど国有林につきまして、将来の目標を三百萬町歩と申し上げたわけでありますが、民有林を合せまして大体千百万町歩の造林地の確保ということに実は目標を置いておるわけでありまして、先ほど国有林を百三十三万町歩と申し上げましたが、民有造林地は昭和三十年末で四百三十五万町歩、両方を合せて、わずかに五百三十八万町歩ということに相なるわけでございます。けれども、これを約倍化するところまでは技術的にも可能であり、また将来の木の需給事情が非常に窮屈になるといふ前提に立ちます限りにおきましては、その辺の限界までは経済的にも成立する状況ではなからうか、かように私も考えておるのでございますが、実はそこまで生産力を引き上げる努力をいたしまして、なおかつ国内の用材生産の供給力と申しますか、用材生産の力は、素材に換算いたしまして二億一千万石程度にしかならないものはなからうか、かように考えるわけでありまして、それに対して、一応昭和三十年度の用材の消費量は年間一億四千五百万石といわれておるわけでございます。これが現在の経済自立五カ年計画の最終年度になりますと、一億六千八百万石くらいになるのじゃないか、こういわれているわけでありまして、今申し上げましたのは素材の数字でございますが、そのほかに立木の材積として年間約八千万石の薪炭消費があるわけでありまして、現在の森林生産力と現在の消費量との間には、非常に大きな較差があることは事実でございます。ただいま申し上げ

ましたように進めて参りますと、相応に、現在の国内の森林生産力の引き上げによりましては、需給度の向上が高められる、私どもかように考えておるわけでありませう。

そこで将来の推算に相なるわけでございませうが、今から造林地化して参りますものが一応成林いたしまして、利用の時期に達するまでには、大体三十年ないし四十年かかるわけであります。そのような時期におきましては、国内の用材の需要量がどのくらいになるかという推定を、いろいろ資料からいたし、参るわけでございませうが、二億七、八千万石には相なるのじやなかろうか、それに對しまして二億一千万石の生産しかないということになりませうと、よほど森林資源につきましてには、消費節約に努めることを第一義に取り上げまさんと、なかなか国内の消費量を国内の生産力で完全にまかなえるということはできない、というふうな結論が出て参るのではなからうか、かように考えておるわけでございませう。

それから次の問題でございませうが、国有林におきましては、お尋ねがありましたように、これはきわめて計画的な植伐の規制をいたしておるわけでございまして、経営案と称します十年計画案案に基きまして、その期間中に伐採いたします地域、その地域内の立木石数、そういうものを予定いたしましたと同時に、それが伐採されました跡に、毎年どのようなものを、どれだけつづ植えるというふうなことを、並びにこれらの植伐の事業を実施いたして参りますために必要な搬出施設、さらにはその他の治山事業等のものをこの十

年計画案に織り込みまして、伐採と植栽が並行して参るようによつておるわけでありませう。

そこで現在の国有林の生産力は、大体全体で立木石数で四千七、八百万石というふうにお考えいただけて、どうかと思つてございませうが、ただいま申し上げましたように、造林地化を進めて参る将来の目標といたしましては、伐期を次第に低下して参るといふ措置を行うことによりまして、毎年の生産量は大体倍化する、私どもこのような大見当を持っておるわけでございませう。従来は、国有林は必要な長大材を生産するというのを一つの任務の中に入れておりました、長大材生産をいたします場合に、長伐期の採用というふうなことがあつたわけでございませうが、近年の木材需要の形からは、必ずしも長大材を必要とするという状況ではありませう。極力単位面積当りの生産量を引き上げて参りますためには、ある一定の期間以降の伐期延長は必ずしも適当でないというのを考慮して参りますと、今申し上げましたような方法によつて、極力造林地化を進めるかたわら、低伐期の作業をやつて参りませんと、現在の四千七、八百万石を約倍化するといふところまでは進められないのではないかと、かように考えておるわけでございませう。

それからお話をよきに、大体皆伐作業をとつておりますところは、五十年輪伐の場合においては、五十分の一ずつの年伐面積を伐採いたしまして、その跡に植林するという方法をとつておるわけでございませうが、このようなことによりまして、小面積の区域皆伐でありますならば、決して治山治水上

の心配はない、かように考えておられますけれども、奥山になりまして、そういうような作業すらかなかたりかぬといふようなものにつきましては、いわゆる採伐という抜き切りで実際の伐採を行なつておる、こういう状況でございませう。

○竹谷委員 奥山の開発も可能であり、利用すると成長石数も倍になる、こういう利点があつて、治山治水上も弊害がないということになると、里山の伐採を相当嚴重に押えて、奥地林を開発して、日本の材積石数の成長をふやし、またそれが治山治水にもなる、そういうふうな相当強い森林法でも作つて、一つ林業政策の確立でもやつたら、どんなものでありませう。

○石谷政府委員 現在の森林法におきましても、ある一定の年令限界に達するまでの幼早輪林につきましては、これらの伐採は全部許可制度をとつておるわけでございませう。その年令に達しました以降といへども、伐採は二カ月前の届出制をとつておる。森林の樹木であります限りにおきましては、許可か、あるいは届出か、全部そういうような制度の中で仕事をしておるわけでございませう。従来奥山がなぜ開発されなかつたか、こういう問題は、いろいろ理由はあると思うのでございませうが、奥山に残されております天然成林は、いずれもいわゆる雑木でございませう。日本の木材の消費構造をあらわしたくまると、用材につきましてもは八割ないし九割までは、いずれも針葉樹になっておりました、開発いたしましても、それから出て参りますものは、なかなか使用の道はつかないとい

うようなことでございませう。近年關葉樹の利用率が非常に伸びて参りまして、それによりまして開発の進度も相当地に促進されるというように私どもは期待をいたしておるわけでございませうが、その跡地に極力生長の有利なものをもつて造林いたして参るといふことになりませうと、相当生産を引き上げるといふことは期待できる、かような考え方で進めております。

○竹谷委員 もう一つお尋ねします。關葉樹の、広葉樹といひますか、それの木材糖化をやるといふのが、今回の東北開発の一つの事業になっておるわけですが、もの本に書いたのを見れば、ユーカリ樹とかアカシヤとか、そういう生長率のよい樹木で木材糖化をする、一反歩当年取三、四万円にもなる。すなわち水田一反当たりと同じくらいの収入が得られるというやうなことを書いたものがあるのです。一体これはそんなものでございませうかどうか。林業試験場等で研究した成果があれば、お伺い申し上げたい。

○石谷政府委員 木材糖化効果につきましては、私どもが聞いておるところによりますと、まだまだ中間工業化試験の段階にある、かように考えておりますので、一体どのような採算関係にあるものか、まだよほど研究の余地がある、かように考えておるわけであります。

それから、たゞいまお話をございませう、たとえユーカリでありませうと、アカシヤ林といったような、これはいずれも外国樹種でありませうが、そういうものが古くから入つておりました、場所によりましては非常に生長が

よろしいということで、私どももその辺に着目いたしまして、可能な限り入れまして、短伐期作業を行なつて参りたい、かように考えておるわけであります。これらのものを適用いたします森林の範囲というものが比較的狭いということ、限られた非常に条件のいいところにおきましては、目ざましいばかりの生長をいたすわけでありますけれども、幾らかこれが傾斜地になり、あるいは北向きになるといふような条件になりますと、なかなか期待するような生長を示さないといったやうなことで、実はなかなか伸びていかないのが現況でございませう。

○竹谷委員 話が少し変わりますが、東北—北海道も同様でございませうが、開発上の一つの問題点として、この地帯は非常に国有林が多い。それで地方住民の利用すべき山林がなくて困るといふことで、国有林野の民間利用ということを相当強く考えなければならぬ。あるいは林野そのものを払い下げてもらいたいという要望も非常に強いようでございませうが、これらにつきまして、今後林野庁も十分考慮をしてもらいたしたいと思います。

もう一つは、東北地方の開発を推し進める場合、農業もあり、水産業もあり、林業もあり、鉱工業もあるわけであります。何といつても東北は、比較的山の傾斜度も強くない、そして農業地帯である、農地として開拓をしなればならぬところが多いたらうと思つて。これの問題に當りまして、林野庁の皆さんは目を大きく開いて、林野庁の専門家でありませうから、人間よりも木の方を大事にするくらいに気持は

よくわかるのでありますが、しかし日本の農民に土地を与えるために、また食糧の自給度の向上のために、こういう問題については一つ強い御理解で対処せられんことを私は希望したい。私、北海道に四年ばかりおったことがあるのでありますが、北海道の国有林政を担当する主官は、昔は北海道庁の課長にすぎませんでしたが、それが、それが全国有林を所管しておった。どうもこの人たちの考えは古いわけでございます。人間よりも山の方を大事にする、木を大事にするというふうな態度で、いろいろ批判もあるわけでございます。今、東北の開発を進めるのに、東北には田畑いわゆる農地が九十四万町歩しかございません。それで日本における大農業地帯なのですが、この地帯にはおよそ何十町歩という開墾可能の林野があり、それも国有林に多いと思うのであります。けれども、一方において、できるだけ少い面積で、できるだけたくさん林産資源を獲得するということが御勉勵を願わなければなりません。同時にそれらはより農地として利用することが国家のためであるというところについては、あまりこだわらないで仕事をさせていただくように私希望しておきます。林野庁長官のお考えはどうか、ちよつと承わっていただきたいと思ひます。

やっておりますので、ある程度の御期待には沿ひ得るのじゃなからうかと、かように考えておるわけでございます。そのほか部分林の制度でございますとか、あるいは委託林の制度でございますとか、あるいは共用林の制度でございますとか、そういうふうな制度の運用によりまして、極力国有林所在元町村の農民各位の希望に沿ひまして、国有林の利用をはかつて参るということにつきましては、私どもも積極的に取り上げようといつたして参ります。今後そのような方針で進みたい、かように考えておるわけでございます。それから農地として林野を渡す問題でございますが、これが、要するにお渡しした以降、いわゆる農地として高度に利用されるということであり、また、私どもは森林のままでこれを維持したいというふうな考えは毛頭持っておりません。やはり今後の未墾地買収の問題は、東北、北海道を中心にして進めて参るということに相ならうかと思ひます。これら問題の処理につきましましては、ただいま申し上げましたような考え方で参りたいと思ひます。

○竹谷委員 企画庁の方にお尋ねしますが、第一期の地籍調査では十萬五千方キロメートルをやる、こういう案のようでありまして、十萬五千方キロ緊急にやらなければならぬ、それが第一期計画であるという。これが先ほどの御答弁によると、その何十分の一の四十八千方キロメートルしか、昭和二十七年から六十年かかってやれないという計算になるようでございますが、これでは将来早急にやらなければならぬ十萬五千方キロは一体何年かかつてできることになるお見込みですか。

○植田政府委員 この調査の進捗は、ただいまお話になりましたように、三十七萬方キロのうち十萬五千方キロをとりまして、現在までの実績は御指摘のような数字でございます。非常におくれておるわけでございます。それにはいろいろ阻害する理由もあつたわけでございます。たとえば国の補助率の問題にいたしましても、この法律ができて地籍調査を始めたときにおきましては、四分の一でございます。その後三分の一、昭和三十一年度には二分の一の補助まで引き上げましたけれども、まだ国としての負担は低かつたわけでございます。その負担割合を今度高めることになつたわけでございます。その他土地台帳の問題、不動産登記の問題、その他のいろいろな困難な事情の起る問題を解決いたしまして、促進をはかりたいと思ひます。

○植田政府委員 企画庁からちよつとお答えいたします。先ほどお話のございましたように、三分の二の補助をいたしまして、残りの三分の一は県と施行する市町村が半分ずつ持つわけで、市町村の負担としては六分の一でございます。従来この六分の一の負担に對して、特別交付税の方で三分の一くらゐめんどろを見てもらつておりましたので、その分だけまた市町村の負担が減るわけでございます。

なお現在の町村の地籍調査の実施状況を見ますと、年に大体三方キロから五方キロずつやるのが普通でございます。一方キロは百町歩でございます。

が、そういったしますと、年間の事業費総額で七十万円から百四十万円ということになりまして、その市町村の負担分が六分の一、交付税が入りますと、九分の一ということになりますので、市町村としてはそう大きな負担にならないのではないか。しかも、従来は任意方式でございまして、あらかじめ自分の町村にいつやることになるかというこの決定がなかったのをごさいます。今後は計画的に、その市町村は今年はやらないでも、二年後あるいは三年後に、自分の方が順番としてやるということ、予定づけてもらうような計画にしたいと思っております。予定された年度には、その程度の自己財源を負担していただくのも、そう無理でないと考えておるのであります。

なお、なわ延びの問題でございませぬ。私も全国的なものもございませぬ。ただ具体的な事例で、どういふものがあるかということ、申し上げる程度でございませぬ。一例を申し上げますと、これは長野県下伊那郡の竜丘村で行なつたなわ延びの例でございませぬ。田においては一八%の増、畑においては三五%の増、宅地においては三一%、山林においては七〇%の増。これは町村ごとに事情が異なっております。必ずしもこういつた比率でふえるわけではなく、場合によつては減る事例もごくわずかございませぬけれども、大体これに近いなわ延びがあることを予想していいのではなからうかと考えております。

が賦課されるわけにございませぬ。ところが、このなわ延びが現われるということが、実は地籍調査の進捗を従来妨げておつたのをごさいます。税金がふえるということであれば、地籍調査はやりたくない、こういう気分がございませぬ。これは何とか解決せねばならぬと思つたのをごさいます。一町村全部の地籍調査が終了して、なわ延びが公平に現われるということにございませぬ。これは一町村内の問題でございませぬ。場合によつては固定資産の税率をそのままにしておけば、共通に税負担がふえる、あるいはそれだけの税収が要らなくなることであれば、固定資産の税率を下げていいわけにございませぬ。これは公平でございませぬ。一町村の一部だけしか地籍調査をやらないうちに、土地台帳に基いてそれを課税標準にして固定資産税がかかるということになりますと、これは問題でございませぬ。これは経済企画庁の行政指導におきまして、そういうことのないように、固定資産税の賦課は、一町村の全部が済んでから、不均衡の起らぬようにしてやるように、ということの指導をいたしておる次第でございませぬ。

○竹谷委員　そこで今の国土調査法の建前では、強制的に何年度にはどの県のどこそこ市町村をやれというような強制はできないように思われるのですが、それはできるのですか。できないとするならば、そういう点は国家的にどうしても必要なものであるから、財源処置は自治庁の方で考えつつ進めていくというふうにやたらどうかと思つたのですが、その点どうでございませぬ。

○植田政府委員　国土調査法におきましては、強制的に地籍調査をやらせる権限は国として持つておりませぬ。国の計画、府県の計画を通じて、市町村の意見を聞いて計画年度を定める、こういう程度でございませぬ。

○竹谷委員　たゞいま企画庁の開発部長のお話によりませぬと、いろいろあるが、一例として長野県のある町村の例を申されまして、何割か地籍がふえるというふうなことのようですけれども、そうすると、固定資産税は今の率でいきますと、どのくらいふえますか。

○奥野政府委員　土地の固定資産税が総額で四百億から五百億円くらいにございませぬ。そのうち、大体宅地が半分、田畑その他が半分というふうになつて参るわけにございませぬ。山林の方は比較的評価が低いものですから、なわ延びの多いのは山林ではなからうかと思つております。宅地につきましては、あまりないのではなからうかと存じておりますので、そう大きな評価上の額が出てくるというほどの問題でもないのじゃないかというふうにごさいます。こまかい計算は今のところはいいたしておりませぬので、正確にお答えいたしかねるわけにございませぬ。

○竹谷委員　今企画庁がとつていらっしゃる国土調査の方針で、各市町村に調査をやらしていくということについては、地方団体が財政上耐え得るかどうか、自治庁の見解を承わりたい。

○奥野政府委員　毎年度国で計画いたしてあります方針に即応いたしまして、所要の財源が地方団体に得られますように、地方財政計画を定めまして運営いたしてありますので、経済企画庁の計画も、地方財政の状況と即応して考えていただかなければならぬだろうと思つております。従いまして、また経済企画庁の計画が大きくなって参ります場合には、地方団体の財源につきましても、所要の措置をあわせて講じていかなければならぬというふうな存じております。

○竹谷委員　国土調査法第二号第一項第二号には、調査を行うべきものとして、国それから都道府県、または市町村、そして土地改良区その他「政令で定める者」とある。政令で定めていられるものを見ると、土地改良区、土地区画整理組合とか、農業協同組合あるいは漁業協同組合というように、ずっと十ばかり羅列してございませぬが、現実に国土調査をやつておる団体は、土地改良区のはかにございませぬかどうか。それについて承わりたい。

○植田政府委員　たゞいま地籍調査をやつておられますのは市町村が主でございませぬ。その他に土地改良区があるだけでございませぬ。それ以外に政令で指定しましたものにはないと思つておられます。

○竹谷委員　先ほど私参考にこの国土調査法関係の法令を見てみたのです。そうすると、政令として国土調査法の施行令、それから基準点の問題、基準点測量作業規程、あるいは細部の測量の問題、空中写真の撮影に関する作業規程、地籍調査作業規程、あるいは水の調査に関する問題、降水量の調査、土地の分類調査、地形調査、表層地質調査、土壌の調査作業、あるいは地籍図の様式を定める総理府令、最後に国土調査事業補助金交付規則というふうな、なかなか法令としては完備しているのです。大へんな仕事をしています。

○竹谷委員　御質問の中にはなかつたのでございませぬが、実は法令とか様式その他が多過ぎるという問題でございませぬけれども、国土調査法というものは土地と水との調査の総合法でございませぬ。内閣総理大臣を中心といたしまして、関係各省で実施いたします各種の調査の基準を内閣総理大臣がまとめて、一つの役所でやりました調査も他の役所で間に合うようにという意味で、基準を作ることに重点を置いたために、各種の法規ができておられますので、その点を御了解願いたいと思つた。それにいたしまして、国土調査法がございまして以来、この中心

に見えるのでございませぬが、やつていられるのは何%にも当らない仕事しかやつていない。せつかく基本法ができて、政令がうずたかくなるほどたくさんできておるながら、内容はまことにどうも貧弱であり、遅々として進まない。はなはだ遺憾なのでございませぬ。三十二年度には一体どんな予算をとられたのであるか、またことしとらなかつたかと思つた。三十二年度以降どういふふうにするつもりであるか。一方において新しい第三次五カ年計画といひますか、長期経済計画を作ろうとしており、全国的な国土総合開発計画もそれに並行して作るという、そしてそれを地方計画あるいは府県計画に持つていこうと、口の上では総理大臣以下政府は大げさに言つておられますが、中身を調べてみると、このように紙の上のプランだけである。これではどうにもならないので、きょうは大臣がいらないから、これに対する事務当局の御見解、また将来の方針を承わつておきたいと思つた。

である仕事の地籍調査の伸び方が非常におくれています。これは、私も一番残念に思っている点でございます。

その点から申し上げます、ただいま御質問のございました国土調査の予算がどの程度ふえたかということになりまして、ほとんどふえておらないのでございまして、たとえ地籍調査にいたしましても、三十一年度におきましては一億三千万円の予算でございましたが、三十二年度も同様の一億三千万円でございます。そういたしますと、補助率が二分の一から三分の二にふえただけ、それだけ事業量が減るのではな

いか、こういう質問が直ちに出るだろうと思えますが、まことにその通りでございます。事業量としては減って参ることに相なります。実はこの事業量で減って参ると申し上げましたけれども、実際三十一年度の一億三千万円の予算をこなせて、当初予定しました千二百方キロの事業が三十一年度でできたかと申し上げます、まことに申しわけない話でございますが、その通りは実行できなかったと、大体事業量から見ますならば、三十一年度と三十二年度はほぼ近い事業量に相なるのではなからうかと思っておるわけでございます。

私もこの予算を大蔵省に要求しますに当りまして、現在の地籍調査の仕事が非常に低調でございますし、また実施いたします市町村にいたしまして、割合希望の申し出が少かつたというのを非常に苦慮いたしました。三十二年度におきましては、どうしても市町村が進んでこの仕事をやるような方向に制度を改正することが第一番の問題と考へまして、補助率の問題、土

地合帳の問題、登記の問題、こういった問題で――従来は、たとえば登記の点をとって参りましたも、地籍調査をいたしますと、土地合帳はその通りに表示が改まるわけでございますが、不動産登記簿の方は、土地合帳通りには自動的に変更されていけません。従って土地登記簿の記載事項を変更する、たとえば土地を売買する際には、土地合帳の変更された通りの表示に基きまして、持ち主が一々登記をしなければいけない、こういう手数が加わったわけ

でございますが、そういうところは職権登記で自動的に登記ができるようにする。それから税金の問題にいたしましても、地籍調査があれば、すぐそれが税金に響いてくるのではないかと、こういう誤解もございまして、そういう点をなくすことに気をつけまして、三十二年度といたしましては、事業量としては大きく伸びませぬけれども、三十二年度のうちに、先ほど申しました特定計画あるいは都道府県計画を決定し、一方におきましては地籍調査に対する世間の認識を改めて、地籍調査の重要性を熟知してもらおうような措置を心がけたいと思っておるわけでございます。

それにつきましては、国の郷土青年対策、こういう予算のありまことは御承知のことだと思っておりますが、これは農林省に四千八百万円の予算がございまして、その中で九百六十万円程度はこの土地調査の研修に充てていただく、こういう形におきまして、農村の青年に対する教育が徹底いたしますれば、その講習、研修を受けた青年を中心といたしまして、土地調査に対する機運も高まってくるのでは

ないかと期待いたしておる次第でございます。なお御承知の農山漁村の新農村建設運動におきましても、地籍調査がその対象事業として適当であるというのを認められて参りまして、農林省においても大いに指導していただいておりますので、そういった事情を勘案いたしますならば、三十二年度中には相当各地方からの希望がまとまってくるのではないかと申すわけでございまして、私も大蔵省に予算を要求するにいたしましても、やはり相当程度地方からの希望が強いということでない、なかなかがんばり切れない事情も従来はあつたわけでございます。今後はたまたま申しましたような制度の改正その他各般の態勢を整えることに専念いたしまして、その整った態勢を根拠に増額に努めたいと思っております。また大蔵省においても、そのつもりでいるものと考えられる次第でございます。

○竹谷委員 昭和二十六年に始まつたこの国土調査事業というものは、三十二年度まで国の予算を使うことわずかに七億五千六百万円、三十二年度は一億七、八千万円にすぎない。総計いたしまして七十年、三十二年度まで加えまして九億九千にすぎないのであります。このほかに、先ほど林野庁の御説明を承りますと、年々二億円ずつ国土調査に類似のものに使われておる、農林省にこのほかに二つばかりこれに対する協力的な仕事と予算がある、こういうことでございますが、一体そのほかに水の調査や地質、そういうことで、この国土調査の成果となし得る事業が国の他の機関で相当あると思つておるのです。一々列挙するまでもあ

りませんが、それはどういふものであ

りませんが、それはどういふものであ

りませんが、それはどういふものであ

りませんが、それはどういふものであ

りませんが、それはどういふものであ

りませんが、それはどういふものであ

りませんが、それはどういふものであ

りませんが、それはどういふものであ

りませんが、それはどういふものであ

りませんが、それはどういふものであ

が済んだのだから、今後さらに再測量

が済んだのだから、今後さらに再測量

が済んだのだから、今後さらに再測量

が済んだのだから、今後さらに再測量

が済んだのだから、今後さらに再測量

を終ったのでございます。その間に
おきまして、かなり急ぎましたこと
と、あわせて内部測量を実施したよう
な関係から、精度のかなり低いものが
ありましたので、昭和二十六年の第十
国会におきまして森林法の改正をいた
したのでございますが、この改正によ
りまして、従来のいわゆる施業案制度
というものが森林計画の制度というこ
とに改まりました。この森林計画制度
に基く再調査を実施したわけであり
ます。それが二十七年から始まりま
して、三十一年までの五年計画で再
測が終ったわけでございます。さらに
三十二年度以降第三次の調査をいたし
まして、同様の不備な点、手の至って
おらぬ点の補足をいたす、こういうよ
うな状況で進行いたしておるわけで
ございますが、やむを得ず、一部空中
真測量の成果を利用するというような
ことによりまして地図を作成いたしま
して、机上で森林の面積を一応概測す
るといふようなことも併用いたしてお
りますので、今後実測が進みますと、
そのつどある程度の動きが、当然民有
林につきましても少し大きく出て参る
のではなからうか、かように考えてお
るわけでありませぬ。

○北山委員 その今までの程度より
ました民有林の調査というものは、地籍
ごとに、筆ごとに面積は一応調べてあ
る、こういうふうな格好で調べが進ん
でおるのであるでしょうか。従来の実
測というか、ある程度の調査をした範
圍では、少くとも台帳面とそういう林
野庁の測量とは食い違いが出ているの
じゃないかと思ふのですが、そういう
ふうに筆数ごとに地籍の調査をやった
のかどうか。そうではなくて、ただ施

業の関係上面積を調べたのか、それは
どうなんでしょう。
○石谷政府委員 これは必ずしも筆ご
と調査ということになっておらぬわけ
でございます。森林所有者の異なる
ごとに、それから森林に生育してお
ります樹木の種類、年令の異なること
という区分で、調査をいたしておるわ
けでございます。

○北山委員 これは調査の次の段階の
問題でしようが、先ほど質疑があり
ましたけれども、土地利用の見地か
ら、特に林野の利用の見地から、林野
庁としてはどういふふうにお考えに
なっているか。林野庁は、自分が受け
持つておる林野というものを最も有効
に利用すればいいという立場に立つて
おると思ふのですが、しかし国土の大
きな角度からの利用ということにな
れば、そういう立場を一応乗り越え
て、日本の国有林というものを直直
なればならぬじゃないか。また私有
林についても同様であります。日本の
場合は森林の面積が六割以上ですか、
耕地が一四・七%、原野が七・五%と
いうような割合になっておりました。
大体七割近くのもの山林原野になっ
ておる。ところが諸外国の場合におい
ては、山林原野の比率が非常に低く
て、広い意味での農用地の面積が非常
に広くなつておる。山岳地帯で条件の
悪いところでも、相当に農用地の面積
が広い。従つて、そういうところの農
業においては非常に家畜が多い。フラ
ンスあるいはドイツ等においても、面
積は日本と大して変らないと思ふので
すが、そういうところでも、牛その他
の家畜の頭数からいへば、日本の十倍
近くにもなつておるといふような実態

です。ね。こういう点で、日本の農業を
高度に發展させるという意味から、日
本の山林原野というものの利用度を高
める。単にその森林としての見地から
じゃなくて、そういう広い角度からの
総合的な検討が、一体農林省として
はなされておるかどうか。こういう
点についてどういふお考えを持ってお
るか。

○石谷政府委員 私は、林野庁の立場
からお答え申し上げます。ことにな
るかと思ひますが、ただいま御質問の
ありましたような、総合的な見地から
土地利用区分が的確に行われておる
ということには実は相なつておらぬの
じゃないか、かように考えておるわけ
でございます。私も、森林の現在
面積を維持するといふような考え
方では毛頭ございませぬ。さらに一そ
う高度な土地利用の方法に對しまして
は、森林の提供をして参るといふ考え
方を一応持つておるわけでございます。
たとえば放牧採草地の利用などに
いたしまして、すでに国有の放牧採
草地を約四十万町歩ばかり利用者に開
放いたしましたのでございますが、これら
の利用状況を見ますと、非常に粗放な
状況でございます。的確な土地利用区
分とともに、それぞれの土地をできる
だけ高度に、それぞれの目的に従つて
使つて参るといふ措置が相伴わなけれ
ばならないものではなからうか、かよ
うに考えておるわけでありませぬ。

○北山委員 それらの問題は、どちら
かという、林野庁の持ち分以外の方
の積極的な努力が必要だと思ふので
す。先ほど国有林開放の問題がありま
したが、私も、町村合併に伴う新

市町村の基本財産という意味での開
放、そういうものには、ただ財産をそ
のままに配分をするといふような形
では、特に積極的な意味が少いんじや
ないか、こう思ふのですが、そうでな
くとも土地の利用をもう少し大きな角
度から高めるといふ意味において、林
野庁の積極的な考慮をお願いしたい
と思ふのです。その四十万町歩の採草放
牧地を開放してみたが、大した効果が
上らないといふようなことも、これは
やはりやり方が悪いのであつて、開放
したこと自体が悪いのじゃなかつたの
じゃないか。私も外部から見てもお
りますと、農林省の内部で土地を争
つて、一言え、おかしいのですが、林
野庁は林野庁、畜産局と農地局とい
ふに、農業、畜産、山林といふふう
に、何かしら土地を争つておるよう
な感じもするものですから、そういう
ものをもつと総合して、高い見地から
一考慮してもらいたいと思ふのです。
それから木材の節約の問題もありま
したが、火災による森林の損耗です
ね、これについては一体どういふ
な考えを持つておるか。特に森林火
災の一つの原因である火入れの問題で
すね、火入れなんかについてはどう
う考えを持つておりますか。私は火入
れというものは禁止してもいいもの
じゃないかと思つておるのですが、従
来の慣行では火入れをやつており、
これが火災の一つの原因になつておる。
これは直接国土調査とは関係ありませ
んが、こゝでいついへば何とおきたい。
○石谷政府委員 森林火災の問題で
ございますが、御承知の通り、最近も非
常に森林火災が発生いたしておりま

す。この森林火災の危険期は、本州西
部におきましては四月、それが次第に
北上いたしまして、北海道におきま
しては七月の上旬ぐらいまでというこ
とに、最近も相なつておるわけであり
ます。そして年々相当面積のものが火
災で焼失しておりますが、その原因の
中でいろいろおもなものを拾つてみま
すと、たとえば近在においてたき火を
した残火の跡始末が悪かつた、ある
はタバコの吸いがらというものがあ
ります。反面におきまして、開墾のた
めの火入れといふものから延焼した
といふようなこと、それからたき火
のありました、山に火入れをするとい
ふ慣行がそのまま残つておる地域が
相当ございまして、こういうのが火元
になつて延焼したとか、いろいろ原因
があるようでございます。現行森林法に
おきまして、火入れの問題につきま
しては、これはいづれも事前に許可を
得てやることに相なつておるわけで
ございます。近年に至りまして、次第に
火入れの習慣といふものは後退しつ
つあるわけでありませぬが、地方によ
りましては、依然として新しい草はえ
を得ますためには、どうしても火入れ
をしなければいけないといふような
こと、なかなか慣習的にこれも抜け切
れないといふ状況のところもあるよう
でございますけれども、私もどなた
も、極力火入れはそういうこと
のために適當な方法でないといふよ
うなことも言ひまして、近年幾らかす
つ減りつつある状況でございます。

○北山委員 火入れそのものは再検討
して、これをやめさせるようなところ
までの積極的な考えはないのですか。

○石谷政府委員 森林火災の問題で
ございますが、御承知の通り、最近も非
常に森林火災が発生いたしておりま

○北山委員 森林火災の問題で
ございますが、御承知の通り、最近も非
常に森林火災が発生いたしておりま

一体火入れというものは、その土地のためにはいいものか悪いものか、必ずしもよくはないのじゃないかと思うのであります。そういうふうな効果から見て、役に立つものではないか、仕方がないというふうなことじゃなくして、火入れそのものも土地のためにも悪い、しかも火災の原因にもなるというふうなことであれば、積極的にこれをやめさせるような方向に進むべきじゃないかと思うのですが、そこまでは検討しておらないのですか。

○石谷政府委員 火入れそのものは、原野に行われるような場合におきましては、確かに、草生と同時に出席ります。灌木類を根絶やしするということなど、このための手段として、使われておるといふことではあるようでありますが、地方維持の上から見ますと、決していいことではない、かように私もは考えております。それからもう一つの火入れの場合は、いわゆる伐採をいたしました跡地に地ごしらえをして造林をするという場合に、いわゆる地ごしらえの物件を焼却いたしました、造林しやすくする、こういうことではあります。これらにつきましても、造林事業をしやすくするということもあるにはありますけれども、地方維持の点からいいますと、ただいまの火災の原因にもなるという点からいいますと、決してよくないという点からいいますので、お話のごとく今後はそれを禁止する方向で十分に研究いたしたい、かように考えております。

○北山委員 これは私もいなかの町長をやっておいて、実は火入れの許可をした、ところが、許可をするのにも迷うわけでありまして、相当な危険が伴う

のでありますから。しかも天候の状況によつて、これが安全だと思つても、風が吹いてくるとか、その結果、やはり往々にして火災になりかける。しかし一応申請してくれば、やむを得ないというところでやっているので、やはりこの火入れについても、一定の基準といひますか、方向づけ。ただ、今までのやっておった慣習に従つて、いいものとしてやっておるのですが、これはいろいろ疑問があると思ひますから、さらに御検討いただきたいと思ひます。

○植田政府委員 火入れそのものは、原野に行われるような場合におきましては、確かに、草生と同時に出席ります。灌木類を根絶やしするということなど、このための手段として、使われておるといふことではあるようでありますが、地方維持の上から見ますと、決していいことではない、かように私もは考えております。それからもう一つの火入れの場合は、いわゆる伐採をいたしました跡地に地ごしらえをして造林をするという場合に、いわゆる地ごしらえの物件を焼却いたしました、造林しやすくする、こういうことではあります。これらにつきましても、造林事業をしやすくするということもあるにはありますけれども、地方維持の点からいいますと、ただいまの火災の原因にもなるという点からいいますと、決してよくないという点からいいますので、お話のごとく今後はそれを禁止する方向で十分に研究いたしたい、かように考えております。

助金という言葉を使ったかと存じますけれども、三十二年度以降におきましては、負担金の予算が計上になっていくわけでありまして、制度の上におきましては、従来の任意方式といひますか、施行主体である市町村その他から申し出ましたときに、二分の一の補助金を出して地籍調査を実施いたします。これを残しておきますけれども、今後におきましては特定計画を入れまして三分の二の負担金を国から出します。従いまして、この仕事は従来補助金という奨励的な金を国から支出しておつたのでございまして、今後におきましては、国と地方との共同の事業であるという建前からいたしまして、負担金といひました。また地方財政法の改正も並行して自治庁の方にお願ひいたしました、その点を明確にいたしておる次第でございます。

○北山委員 予算の上では補助金になっていないのじゃないのですか。予算の上では、たしか一億三千万の補助金に相変らずなっており、法律の上では負担金のようになっているの、補助金以外に負担金があるのか、予算の上で補助金となつておるものの中で負担金を出すのか、どうもその辺はつきりしないから、お伺ひするのです。

○植田政府委員 お答え申し上げます。が間違つておりました。予算書の上では補助金と書いておりましたが、法律上は負担金の性格のものでございます。

○北山委員 それで特定地域について地籍調査というのですか、それは一体どういう地区を指定されているのか、大体の方針を承わりたい。

○植田政府委員 先ほど申しましたように、十萬五千の中の三萬五千をとる

わけでございます。従いまして、政府が特に急速に開発を実施したいというふうなところを選びまして、それを計画的に順次施行される形式になるようにきめて参りたいと思ひております。

○北山委員 今まで開発の計画があるところといひますと、北海道とか、あるいは特定地域がきまつておるところです。ね、そういうところが優先的にというか、大体そういう地域の地籍調査をやる、こういうことですか。

○植田政府委員 たとえば開発計画と申しましたのは、これも広い意味で申しましたこと、広い意味の開発事業でございます。従いまして、特定地域の開発計画あるいは東北地方の開発計画、こういうふうな開発計画という意味ではございませぬ。土地改良あるいは道路、河川その他の各種の開発事業が行われる可能性の高いところから、この地籍調査を実施して参りたいという意味でございます。

○北山委員 抽象的にはそういうことになるとはすけれども、現実には三萬五千歩というものを割り当てるときに、申請によらないで、一定の計画によつて割り当てるといふ場合には、何かのもう少し具体的な基準がなければならぬと思ひます。その辺はまだ考えないのでしょうか。

○植田政府委員 法律上は国がきめる方式に相なつておりましたが、これを国から県に押しつけ、県から市町村に押しつけるという性格のものでもございませぬので、その点は十分あるいは県から市町村等の意向を承わります、そして実施可能なところ、国の方針とが合致いたしますようなところで、三萬五千歩の特定計画をきめて

参りたいと思ひております。

○北山委員 それをきめる場合に、市町村ごとということでは、やはり単位としては非常に小さいのじゃないか。やはり地籍調査をやつて、しかもそれが開発に関連するということでもあれば、ある程度の広さがなければならぬ。私もからいえば、土地の調査ですから、調査利用に関連する一単位といふことになる、ですから、その地形によつて、ある程度の広さが必要じゃないかと思ひます。単なる行政区画としての市町村単位で、ぼつぼつやるというのでは、直接に開発に関連するとも言いかねるのですが、一体それらの関係はどういうふうにお考えしておりますか。たとえば、ある団地のある地区の市町村を一括して指定していくというふうなやつていくのか、ぼつぼつやつていくのか。

○植田政府委員 ただいまのお話になりました点が、従来のやり方でございます。なかなか実行が困難なわけでございます。先ほど申しました各種の開発事業にいたしまして、一つの市町村単位ではございませぬ、関係の市町村が連合してやつてくれないといけないわけですが、従来のままでございませぬ、関連の数が町村の中の一町村だけ希望しませぬ、他の町村がやつてくれませぬと、効果がなかつたわけでございます。国としては、先ほどお答え申し上げましたように、その他の町村まで強制してやらせる手はございませぬけれども、これを計画的にやるという趣旨に基きまして、そういう町村にも勧奨いたしまして、そういうその開発事業に関連のある市町村が、同時、あるいは年度は違つても

しませんが、できるだけ近い年度に
おいて完成しまして、地籍調査の効果
が上るように、指導して参りたいと考
えております。

○北山委員 これはわれわれの理想と
いいますか、考え方がいえば、地籍
調査をしたり、それから土地の分類調
査をして、そうしてそれに伴って開発
事業が進んでいくことであらうかと
思いますが、私には調査をするのだとい
うことだけでは、あるいは税金が上る
かもしれないと思ったりして、しり込み
をするので、むしろ調査というものが、
その次の開発計画との関連におい
てなされるというような工夫が必要で
ないかと思っております。従って、先ほど
申し上げたような、ある一単位の地区
を土地利用の単位として、そこに地籍
なり、土地分類の調査を進めていって、
それに基いてその地区における土地の
利用計画というものを指導して作らせ
る、そして事業もそれにつけていく
ということにすれば、私はこの土地の
調査というものは進むんじゃないかと
思っております。そういうふうな構想はな
いのですか。

○植田政府委員 私どもこの仕事を始
めましてから、この進捗度が以外に悪
いことを知りまして、ただいま北山先
生のお話になりましたようなことが、
最も解決の近道であるということに心
得ております。しかしながら、国土調
査というものは、次にそういう事業を
やるからと、予約するするというふう
な形でやることはいかかかと思われ
てございまして、性質といたしまして
は、直接のそういう関連は持たしたく
ないわけでございます。現実の問題と

いたしましては、そういった事業を実
施いたします農林省なり建設省と十分
連絡いたしまして、間接的にそういう
た役所の方からも、こういう調査の必
要性を強調し、勧奨してもらおうよう
に持って参りたいと心得まして、その点
は関係省とも十分連絡をとって、これ
からやることにいたしております。

○北山委員 それは性質上適当でない
というのではなくて、私は従来こうい
う調査がおくれているということは、
単に住民が無理解だということではな
し、政府の各機関がどういふものではな
いのです。林野庁ですら、約一世紀
も国有林を持っておりながら、まだそ
の区域内の調査が十分行き届いてい
ないというくらいです。しかも、それ以
外の水の調査であるとか、あるいは地
質の調査などに至っては、組織的には
何らなされてないのです。狭い国土
を持って余しているような格好なん
です。それは何によるかというところ、
やはり一定の目標がないからで、目標を
与えれば、その地域の住民がやるばか
りではなくて、政府の各機関というものが
一定の目標に向けて調査をしていく、
調査すれば、そこに一定の事業とい
うものが発展していく、そういうことが
ないから、私はこの調査が進まないん
だと思っております。従って、その元締め
になるものは、これは企画庁なんです
から、企画庁は、この程度の法の改正
くらいでは、まことにこれはもの足ら
ないので、もう少し大きな角度に立っ
てこの土地の調査、特にこの地籍の調査
と私は土地の分類の調査、これなんか
並行してやらなければならぬと思つて
います。こういうものを総合的に組み立
てて、それと開発事業をマッチさせる、

こういう工夫をしてもらいたいと思
うのです。特に最近の総合開発といえ
ば、大きなダムを作ったり、大きな面
積の農業開発をするというのが、どう
も一般にいわれているのです。しか
し、私からいえば、国土の開発という
ことは、日本の国土はもうある程度は
開発をされている。毎年一定の方式で
開発をされている。これからの開発とい
うことは、むしろ性質の違った角度か
らの再開なんですから、従って特に
土地の開発の調査については、もう今
までの場所においても、この土地の性
質というものを十分調査し直さ
なければならぬ。狭い単位でこの開発
の計画を作り直さなければならぬので
すから、総合開発の中に、大きな単位
のもの、狭い単位のもの、両方作っ
て進めなければならぬ。そういう場合
において、国土調査というものが重要だ
と思つて、ですから、そういう構想
で一つお立てになっていただきたい。

それから水の調査についても先ほど
お話がありました、これは一体どの
程度に進んでいるのでしょうか。大
ざっぱにいうと、日本の水資源とい
うものは何千億トンある。そのうち灌漑
用がどのくらい、発電用がどのくら
い、ということ、これなんかやはり
計画的に進めていっていかないと、
水の問題が各地に起つておるので、こ
の国内のエネルギーというものを高度
に利用するために、場合によっては、
灌漑用の水というものを節約して、
そして日本の農業というものを、そ
れに沿って変えていくという構想が必
要だと思つて、この段階にくれ
ば……。だから、私は水の調査につい

ても、一体どの政府の機関がどの程度
に調査をしているか、これを一つお伺
いしたいと思います。

○植田政府委員 前段におっしゃいま
したことは、私も同感でございます。し
かして、実はそこまで言いたいところ
でございますけれども、そこまで言いま
す。地籍調査というふうな割合に大衆
受けのしない仕事を、何か開発事業の
えきをもつてつるような印象になるも
のでございまして、実は私も同様に
思つて、全く同様でございます。気持とし
ましては、全く同様でございますので、
関係各省と連絡して、そういうふう
に持って参りたいと思つております。

それから水の調査の問題でございま
すが、これは水の利用形態ごとの調査
は相当進んでおるわけでございます。
たとえば電気でございまして、発電地
点の調査は相当進んでおる。これもど
の程度の正確度であるかは存じませ
んけれども、通信省以来相当やって
いることも御承知の通りでございます。農
林省は農林省で、水利の立場から調査
いたしておるでございまして、建設
省は治水の立場から調査いたしてお
ります。これを総合いたしました、一
つの調査でどの目的にも間に合うよう
な調査をするというのが国土調査法の
目的でございます。ところが、まこと
に遺憾なことでございますけれども、
水の調査につきましては、ただいまの
ところは基本調査の段階しかできてい
ないのでございまして、二十八年
度から現在まで最上川、北上川、鬼怒川、
常願寺川、高梁川、太田川、筑後川及
び大野川の八河川につきまして、基本
調査を実施いたしておる程度でありま
す。基本調査と申しますのは、具体的

な水量を調査するものではなくて、ど
の地点を選んで、そこを測定地点に
し、そこで定量的な観測をすれば、そ
の河川としての実態を把握できるかと
ございまして、その程度の基本調査は
実施いたしておりますが、三十二年
度におきましては、この八河川のうちの
一部につきましては、基本調査でな
く、実地調査に入れる見込みでござ
いまして、まことに微々たるもので、申
しわけのないわけでありませぬ。

○北山委員 この国土調査という問題
が、国土の開発上非常に重大なもので
あることを、大いに企画庁は宣伝して
もらいたいと思つております。非常に
ことで、あと回しでもいいことだなど
と一般に考えられておられます。おそ
らく国民の中でも、国土の面積がまだ
測もされてないとか、水の調査もで
きていないとか、あるいは地質の調査
もできていないというところは知ら
ない、できていないものだと思つてお
るのです。知らないから、のんきにかま
えておるのですが、しかし、これはあ
らゆる開発の基本なんですから、もう少
し宣伝をして——宣伝するばかりでは
なくて、もう少し構想の大きな法案を
作っていただきたい。そうすれば、国
会はこれほどんどのんでいくと思
うのです。政府内部でございまして、
がよろしいと思つて、ですから、もう少
し思い切つた国土調査に関する構想と
いうものを打ち出してもらいたい。

それからお最後に、先ほど今度の
地籍調査について農村青年建設隊で
か、あれを利用するというお話で
したが、これは建設青年隊として、ある程

度研修の済んだ者を測量に使うのか、研修の過程において測量をさせるのか、それから、その予算は農林省の方の予算でやるのか、こっちの予算でやるのか、それらの点をもう少し具体的にお話願いたい。

○植田政府委員 農林省に三十二年度、郷土青年対策費という研修費が計上に相なっております、研修でございませぬ。この中で、先ほど申しました、これは農林省の予算で、今後実行上どうお変えになるかわかりませんが、一応私も承知しております。範囲におきましては、九百六十万円程度を土地調査の研修に充てられるということになっております。おそらくこの研修の際におきまして、測量でありませぬとか、地形調査、こういうようなものにつきましては、相当程度の知識を持っていただきまして、その人たちが出身の町村に帰りまして、今後この町村における地籍調査の仕事の中核になっていただく、こういう性格のものでございませぬ。予算といたしましては、この分だけは経済企画庁に計上すればいいわけでございますが、少額の金額を経済企画庁で持つよりも、むしろ農林省の全体の計画の中の一部としてやっていただいた方が実行上都合がいいと思いたしましたので、農林省の予算に計上に相なっております。

○北山委員 そうすると、農林省の方で研修した者が、それぞれの地域において地籍調査に従う、こういうふうな構想になっておるわけですね。

○植田政府委員 ただいまのお話の通りでございます。

○北山委員 あと、企画庁の長官に大ざっぱなことを伺いすることを保留

しまして、一応私の質問はこれで終了します。

○川村(善)委員長代理 次会は、明後十二日午前十時より開会することとし、本日はこの程度で散会いたします。
午後三時四十五分散会

国土総合開発特別委員会議録
第三号中正誤

頁 段 行 誤 正
一 三 末三 天然ガス 天然ガス

昭和三十三年四月十三日印刷

昭和三十三年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局